

高知市新財政健全化計画

(基本方針)

平成16年3月

高 知 市

1 財政健全化に向けて

国においては、バブル経済の崩壊後の景気低迷が長期化する中、その回復を目指して平成13年6月から「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」、いわゆる「骨太の方針」に基づく聖域なき構造改革が進められており、平成16年度から平成18年度までの3年間にわたり「三位一体の改革」として、「国庫補助負担金の改革」「地方交付税の改革」「税源移譲を含む税源配分の見直し」が実施されることとなっている。

一方、地方においては、この三位一体改革が実施されることに伴い、地方の権限や責任が拡大していくことで、地方分権時代における地方自治体の行財政運営の在り方についての論議を深め、自らが主体となって地方分権社会を構築していくための諸施策を展開していかなければならないが、税収の落ち込みや地方交付税の削減などによって、厳しい財政状況となっている。

本市では、これまで、将来に向けた健全な財政運営に努めていくことを基本とし、第一次から第三次にわたる財政構造改革方針を策定し財政の健全化に取り組んできたところであり、一定の成果は得られたものの、予想を超える市税や地方交付税の減により、依然として財政構造の改善は図られていない。

さらに、今後の三位一体改革の進展による国庫支出金や地方交付税等の国からの財源が抑制されることは必至の状況となっており、このままでは赤字団体への転落が避けられないという危機的な状況となっている。

こうしたことから、本市が直面している財政危機が深刻なものであり、従来の方針で掲げた手法では限界があるものと捉え、この状況を乗り越えるためには、全ての職員が一丸となり、市民の理解と協力を得ながら、抜本的な対策を進めていかなければならないという決意の下に新たに財政健全化計画を策定するものである。

2 高知市の財政状況

(1) 本市財政の現状

本市の財政状況は、歳入面において、第三次までの財政構造改革方針における中長期の財政見通し以上に景気低迷が長引き、市民税等の税収の落ち込みや、地方交付税、臨時財政対策債の減少により、今後の事業実施のための財源確保だけでなく、財政収支の均衡を図ることも極めて厳しい状況となっている。

一方、歳出面では、長引く景気低迷により、生活保護費を中心とする扶助費が大幅に増加しており、義務的経費における団塊の世代の退職による退職手当の増加やプロジェクト事業の償還による公債費の増加については見込んでいたものであるが、市税、交付税等の経常一般財源の減収とも相まって、経常収支比率が悪化し、財政構造の硬直化が深刻な状態となっている。

また、特別会計の収支においても、収益事業会計、駐車場事業会計、国民宿舎運営事業会計で、多額の赤字を生じているとともに、本市の債務となる土地開発公社、学校建設公社の借入金残高も多額に上っており、加えて競馬事業の累積債務や高知医療センターへの職員移行に伴う退職金の負担等の債務を抱えている。

(2) 財政構造改革の取組

本市では、景気低迷による厳しい財政状況の下、社会資本整備のための積極的な公共投資による起債残高の累増対策として、平成9年に第一次財政構造改革方針（改革期間：平成10年度から12年度）を策定し、起債総発行額の抑制とプロジェクト事業等の緊急課題事業の着実な推進に向けた効果的かつ弾力的な財政システムを確立し、事務事業全般の見直しや公共工事のコスト縮減対策を改革目標として、財政の健全化に向けた取組を開始した。

その後、平成12年10月には第二次財政構造改革方針（改革期間：平成13年度～15年度）を策定し、「歳出の抑制」「公共事業の計画見直し」「起債発行の抑制」「事業の量から質への転換」を目標とし、「公共工事コストの削減」「管理的経費の削減」「外部委託の推進」「定員適正化の取り組み」などの取組を推進した。

さらに平成14年11月には、社会経済状況の変化に対応するため、年次を前倒して第三次財政構造改革方針（改革期間：平成15年度～平成17年度）を策定し、「財政収支の均衡」「プライマリーバランスの黒字化」「起債制限比率16.0パーセント以内」「市税徴収率・現年課税分98.1パーセント以上」を改革目標として、将来にわたる健全な財政運営に向けた取組を進めてきた。

この間、起債制限比率等の数値目標については達成されてきたところであり、事務事業の見直しでも一定の効果が得られている。

財政構造改革方針計画期間中の事務事業見直し状況

区 分	事業見直し数	削減額(事業費ベース)
平成10年度	109項目	4億円
平成11年度	96項目	6億87百万円
平成12年度	99項目	9億円
平成13年度	86項目	5億58百万円
平成14年度	153項目	12億19百万円
平成15年度	85項目	13億65百万円
合 計	628項目	51億29百万円

しかしながら、これまでの構造改革においては、プロジェクト事業や国の経済対策との協調、地域経済への配慮等による事業実施により、起債発行額の抑制が十分ではない状況であった。

加えて、危機意識の浸透・共有による職員の知恵と力の結集についても十分であったとは言い難く、市民に対する情報提供なども含めて、財政情報の共有化とともに、市民、議会、職員の提案を活かした財政健全化に向けての仕組みづくりが今後の課題となっている。

(3) 財政健全化の必要性

行政課題への対応

市政運営は、直接市民生活に関わるものであり、一時の停滞も許されるものではない。少子高齢化社会への対応や震災対策など喫緊の課題に対応しつつ、地域の特性に沿った行政サービス水準を確保することが必要であり、厳しい財政状況の中で、市民と行政の役割を明確化し、徹底した行財政改革の遂行により、将来にわたって健全な財政運営を可能にする財政構造を構築することが行政としての責務である。

三位一体改革への対応

本市においては、第一次から第三次に渡る財政構造改革方針の下、事務事業の見直しや公共工事コスト縮減対策、管理的経費の縮減等に取り組み一定の成果を上げてきたが、今後の三位一体改革の進展により地方交付税の総額抑制や国庫補助負担金の廃止・縮減が進み、一層の財源不足が生ずることが見込まれており、従来どおりの財政運営では対応できない状況が想定されている。

こうした社会経済状況の変化に伴う厳しい財政環境に的確に対応し、将来への展望を切り拓いていくためには、新たな発想の下に財政健全化計画を策定し、行政と市民が一体となって改革に取り組むことが必要である。

合併後のまちづくりのための行財政基盤の確立

鏡村・土佐山村との合併に向けた協議が大詰めを迎えているところであり、合併の有無にかかわらず、行財政基盤を確立することは必須であり、合併後の新市まちづくり計画を着実に実行していくためにも、早急に財政健全化に取り組んでいかなければならない。

(4) 今後の財政収支見通し

平成16年度当初予算案をベースに、国の「構造改革と経済財政の中長期展望」による経済見通しや本市の税収等の実績、現時点で予定されている事業の積み上げ等、一定の想定の下、平成16年度から18年度までの今後の財政収支見通しを試算すると、約182億円の財源不足の見通しとなり、収益事業の累積赤字も勘案すると、財政再建団体への転落も危惧される状況となっている。

さらに、税収の落ち込みや地方交付税制度の見直しによる交付税、臨時財政対策債の減少等により、標準財政規模の伸びが期待できないことから、起債制限比率がこれまでの財政構造改革方針の目標値16パーセントを超えるばかりでなく、起債の発行制限を受けることとなる20パーセントを超える可能性も生じてきている。

収支見通し(一般会計 一般財源ベース)

(単位:億円)

区 分		16年度	17年度	18年度	計
歳入	A 経常一般財源	705	715	718	2,138
	B 臨時一般財源	79	55	58	192
	C 計 (A+B)	784	770	776	2,330
歳出	D 経常的経費	679	662	681	2,022
	義務的経費	520	522	535	1,577
	その他の経費	159	140	146	445
	E 臨時的経費	135	132	141	408
	F 投資的経費	33	26	23	82
	G 計 (D+E+F)	847	820	845	2,512
H 収支不足額 (C-G)	63	50	69	182	
I 収支不足額 (累計)	63	113	182		

3 財政健全化計画

(1) 基本方針

財政健全化に当たっては、国の構造改革の動向や厳しい社会情勢を踏まえ、市民・行政・民間等各主体の役割を明確化した上で、徹底した行財政改革による行政のスリム化を進めるとともに、地方分権社会の中で、地域の特性に沿った真に必要な行政サービス水準の確保が可能な財政構造を構築していくため、次の基本方針により財政の健全化を推進していく。

財源確保と歳入規模に応じた財政運営

国の構造改革により、今後とも国からの財源が減少していくことが想定されることから、市税や使用料等の自主財源の充実確保は急務であり、税源涵養や徴収率向上による歳入増に努めていくとともに、必然的に歳入規模に応じた財政運営を行っていかねばならないため、これまで以上の歳出の大幅な見直しを行っていかねばならない。

徹底的な行政改革の遂行

職員が一体となった財政健全化を進めていくためには、行政内部での改革が不可避であり、高知市行政改革大綱に基づき、行政全般にわたる構造とプロセスの改革、職員の意識と能力の向上など、徹底的な行政改革を遂行していく。

公共サービスをゼロベースから見直し

こうした厳しい財政環境を踏まえ、市民ニーズや事業効果等を鑑みながら、全ての公共サービスについて、事業の優先順位や実施主体を再度検証し、聖域を設けず、その必要性やコストをゼロベースから見直していく。

財政情報の開示

市民や議会の理解と協力を得て財政健全化を進めていくためには、財政状況に関する情報の開示が必要不可欠であり、積極的に財政情報を公開していくことで、行政、議会、市民が共通の認識の下に、一体となった健全化に取り組んでいく。

(2) 目標

次の項目を具体的な目標とし、財政健全化に取り組んでいく。

財政収支の均衡

厳しい財政環境を踏まえ、中長期の財政展望の下、一般会計における財政収支の均衡を図っていく。

起債制限比率の抑制

元利償還の本格化や、税収の落ち込み、地方交付税制度の見直し等による標準財政規模の減少により、起債制限比率の急激な上昇が予想されるが、財政健全化計画期間中は、起債制限比率19パーセント以下に抑制する。

起債発行の抑制

将来の公債費負担を見据えながら、財政健全化計画期間中の起債発行総額を元金償還額(3か年で約640億)以下に抑制し、起債残高を減少させていく。

市税徴収率の向上

長引く景気低迷に伴い、法人市民税等、市税収入が落ち込んでいるが、計画的・効果的な徴収事務に取り組むことにより、財政健全化計画期間中は、滞納繰越分の徴収率向上に努めるとともに、現年課税分の徴収率98.1パーセント以上を目指す。

(3) 計画期間

「高知市総合計画2001」に基づく第二次実施計画の計画期間に合わせ、健全化計画の期間は平成16年度から18年度までの3か年とする。

4 健全化への取組

(1) 歳入の確保

市税収入の確保
使用料・手数料，負担金等の見直し
国・県支出金
地方交付税の確保
起債発行の抑制
財産の有効活用
基金の活用
財政健全化債の活用

(2) 歳出の削減

事業のスクラップ
民営化・民間委託の検討
○ 行政と市民の役割の明確化と民間企業等の有効活用
人件費の縮減
○ 定員適正化への取組
○ 時間外勤務の縮減
○ 職員給料・手当の見直し
公債費の抑制
投資的経費の見直し
施策及び事業体制等の見直し
補助金・負担金の見直し
扶助費の見直し
イベント経費の見直し
管理的経費の節減
外郭団体の見直し
入札・契約制度の見直し
特別会計事業の見直し

5 今後の財政運営

(1) 収支均衡の見通し

平成16年度から18年度の3か年において、想定される182億円の財源不足に対して、健全化への取組により、次に掲げる目標数値を改善していくことによって、収支の均衡を保つこととなる。

収支改善策(一般会計・一般財源ベース)

(単位:億円)

区 分	計	16年度		17年度	18年度
		事務事業 見直し	その他		
歳入の確保	6	1	0	1	4
徴収率の向上	2			1	1
使用料 手数料の見直し	4	1			3
歳出の抑制	114	11	6	45	52
消費的経費の抑制	90	10	0	37	43
人件費の見直し	28	2		12	14
繰出金の見直し	14	1		6	7
公債費の平準化	16			7	9
その他の経費	32	7		12	13
投資的経費充当一財の抑制	24	1	6	8	9
投資的経費の抑制	6	1		2	3
地域再生事業債の活用	18		6	6	6
基金の活用	37		20	4	13
財政健全化債の借入	25		25		
収支改善額 計 + + +	182	12	51	50	69

(2) 計画の推進に向けて

財政情報の開示

財政健全化を行政，議会，市民が一体となって進めていくために必要な財政情報を積極的に開示していく。

職員の意識改革と能力の向上

財政の健全化に向けては，特定の部署，特定の職員による取組ではなく，全ての職員1人ひとりが現在の厳しい財政状況を把握し，当事者としての認識の下，最小の経費で最大の効果をあげることが念頭に事業の実施に努めることが必要である。

このため，これまで以上に本市財政状況についての研修，説明会等を実施するとともに，併せて職員からの提案等を活用する仕組みづくりにも取り組み，職員の意識改革と能力の向上に努めていく。

健全化計画（実行計画）の策定

この基本方針は現時点において，財政収支の均衡を図っていくために必要な数値目標を掲げたものであり，健全化への取組を具体的に進めていくために，個々の取組内容と実施時期等を明確にした財政健全化計画（実行計画）を早急に策定する。

進行状況の検証と計画の見直し

この計画における中長期の財政収支見通しは，現時点で推測可能な範囲での予測であり，今後の国の構造改革に基づく，地方交付税制度や税源配分見直し等の動向や，社会情勢の変化を踏まえ，適宜，見直しを図っていく。

また，見直しについては，具体的取組事項等についての進行状況の検証と，市民・議会・職員等からの提案・意見等を踏まえた上で行っていくこととする。